

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業者への金融支援について (県 中 小 企 業 融 資 制 度)

- ◎ **新型コロナウイルス感染症により売上減少等が生じた場合、県中小企業融資制度が利用できます。**
お申込みにあたっては、最寄りの商工会議所又は商工会、組合は県中小企業団体中央会へご相談ください。

	セーフティネット対応資金	緊急経営対策資金																				
融資対象者	<p>県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号、第6号(大型倒産、突発的災害等)までのいずれかに該当する特定中小企業者</p> <p>※セーフティネット保証4号の認定要件 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること</p> <p>(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号、第8号(不況業種、金融機関合理化等)までのいずれかに該当する特定中小企業者</p>	<p>県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、最近の経済変動による売上金額の減少又は売上総利益率若しくは営業利益率の低下が次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近1月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて10%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること</p> <p>(2) 最近3月間又は6月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて5%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること</p> <p>(3) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であること</p>																				
融資期間	<p>運転資金 7年以内(うち据置24月以内)</p> <p>設備資金 10年以内(うち据置36月以内)</p>	<p>運転資金 7年以内(うち据置24月以内)</p> <p>設備資金 10年以内(うち据置36月以内)</p>																				
融資限度額	<p>運転資金 2,000万円</p> <p>設備資金 3,000万円</p>	<p>運転資金 2,000万円</p> <p>設備資金 3,000万円</p>																				
融資利率	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="width: 50%;">1年以内</td><td style="width: 50%;">年1.6%</td></tr> <tr><td>1年超3年以内</td><td>年1.8%</td></tr> <tr><td>3年超5年以内</td><td>年1.9%</td></tr> <tr><td>5年超7年以内</td><td>年2.1%</td></tr> <tr><td>7年超10年以内</td><td>年2.2%</td></tr> </table>	1年以内	年1.6%	1年超3年以内	年1.8%	3年超5年以内	年1.9%	5年超7年以内	年2.1%	7年超10年以内	年2.2%	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td style="width: 50%;">1年以内</td><td style="width: 50%;">年1.6%</td></tr> <tr><td>1年超3年以内</td><td>年1.8%</td></tr> <tr><td>3年超5年以内</td><td>年1.9%</td></tr> <tr><td>5年超7年以内</td><td>年2.1%</td></tr> <tr><td>7年超10年以内</td><td>年2.2%</td></tr> </table>	1年以内	年1.6%	1年超3年以内	年1.8%	3年超5年以内	年1.9%	5年超7年以内	年2.1%	7年超10年以内	年2.2%
1年以内	年1.6%																					
1年超3年以内	年1.8%																					
3年超5年以内	年1.9%																					
5年超7年以内	年2.1%																					
7年超10年以内	年2.2%																					
1年以内	年1.6%																					
1年超3年以内	年1.8%																					
3年超5年以内	年1.9%																					
5年超7年以内	年2.1%																					
7年超10年以内	年2.2%																					
保証料率	<p>融資対象者(1) 年0.65%</p> <p>融資対象者(2) 年0.62%</p>	年0.13%～年1.58%																				

◎ 既往債務の返済条件の緩和

- 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等により、一時的に既往債務の返済が困難となった場合は、個々の中小企業者の実情に応じ、返済条件の緩和が受けられる場合があります。
- 融資(保証)を受けた金融機関、鹿児島県信用保証協会(保証部：099-223-0271、経営支援部：099-223-0274)または独立行政法人奄美群島振興開発基金(電話：0997-52-4511)に御相談ください。

〈問合せ先〉県庁経営金融課金融係 (TEL)099-286-2946